

官報

號外

昭和二十年六月十二日

○第八十七回衆議院議事速記録第三號

○帝國議會

昭和二十年六月十一日(月曜日)

午前十一時五分開議

議事日程 第一號

昭和二十年六月十一日

午前九時開議

第一 衆議院議員選舉法第十條ノ

特例ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕

一、昨十日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

義勇兵役法案

國民義勇隊團員ニ關スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案

一、昨十日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

裁判所構成法臨時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員長 星島 二郎君

理事 本下 郁君 濱地 文平君

中 助松君

一、昨十日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

裁判所構成法臨時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員 辭任渡邊善十郎君 補任信正 義雄君

○副議長(勝田永吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長津崎尙武君

第一 衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和二十年六月十日

委員長 津崎 尙武

衆議院議長 高田俊雄殿

〔津崎尙武君登壇〕

○津崎尙武君 只今議題トナリマシタル衆議院議員選舉法ノ第十條ノ特例ニ關スル法律案、之ニ關スル委員會ノ經過ト結果ヲ御報告申上ゲマス

一 昨日此ノ議場ニ於キマシテ委員付託ニナリマシタル直後カラ昨日ニ掛ケテ本案ニ付テ慎重審議ヲ致シタルデアリマス、案ハ御承知ノ通り極メテ簡單ナ

衆議院議員ノ選舉法ニ關シ、隨テ我々議員ノ身分ニモ關スル問題デアリマス

ノデ、委員會ハ色々此ノコトニ付テ慎重審議ヲ致シタルデアリマス、本案ヲ提

出セラレタ理由ハ既ニ説明ニナツテ居

リマス、又オ互ヒ能ク知ツテ居ルコト

デアリマスカラ申上ゲマセヌガ、是ハ

第十條ノ詰リ制限ヲ緩ニ緩和シテ、勅

令ヲ以テ或ル程度範圍ヲ擴ゲテ指定シ

テ官吏ヲ兼ネシメ、斯ウ云フコトニ

シヨウト云フ案デアリマスガ、問題ハ

此ノ勅令ノ指定、其ノ指定ヲドウ云フ

程度ニ指定スルカ、ドウ云フ範圍ニス

ルカト云フコトモ勿論本案ヲ審議スル

上ニ於テ委員會最モ問題ニナツタコ

トデアリマス、ソレニ付キマシテハ其

ノ勅令ノ草案ガ未ダ出來テ居ルノデハ

ナイ、ダガ此ノ案ヲ提出シテ趣旨ガ政

策ノ立案トカ、或ハサウ云フコトノ考

査トカ云フヤウナ政務ヲ中心トスルコトニ關聯シタ官吏ト云フヤウナコトヲ目標トシテ行クノデアル、現在ニ於テハ三種差支(ナイト)思ハレル例ヲ指示セラレマシタケレドモ、尙ホ此ノコトニ付テハ更ニ政府トシテモ熟考ノ餘地ガアルヤウニ委員會ハ感シタモノデアリマスカラ、更ニ此ノコトヲ十分ニ研究スルコトヲ相談シマシテ、多少ソコニ研究セラレタ内意モ伺フコトガ出來マシタ、併シナガラ此ノコトニ付キマシテハ、固ヨリ代議士官吏ヲ兼ヌルトカ云フヤウナコトハ、非常ニ沿革ノアルコトヲ簡單ナコトデアリヤウニ思ハレルデアリマス、ソレバカクデハナイ、是ガ樞密院トノ關係トカ、或ハ

政府並ニ官吏トノ關係トカ、極メテ複雑微妙ナルコトガアルカノ如ク察セラレルデアリマス、サウ云フコトデアリマスルニ大東亞戰爭ト云フ此ノ重大ナ局面ニ直面シテ居ルノデ、今マデ通り官吏ガ杓子定規細カクツテ居ツテハ、此ノ戰爭ノ間ニ合ハナイ、此ノ危急ナ時ニ際シテハ所謂政府ノ言ハレル議員ノ知識經驗、抱負經驗ト云フヤウナモノヲ、荒削リデアツテモ時局ニ對應スルコトヲシテ行ク爲ニ、此ノ議員ノ力モ之ニ參加シテ實ニタイト云フコトデアルノデアリマス、ソコデ從來ノ官吏ノナサレルコト、其ノコトニ對スル改ムベキコトナドモ、委員カラ色々質疑セラレテ、政府トシテ此ノコトニ對スル處置モ聽カレタデアリマス、政府トシテモ委員ノ質問ニ對シテ相當同感ノ意ヲ表セラレテ、事今日ニ至ツテハ、御説ノ通り大ニ改ムベキハ改メテ行カナケレバナラヌト云フ言明ヲ得タデアリマス、ソコデ此ノ問題ニ付キマシテ如何ニモ衆議院議員ガ何カ官吏ニナリタイ、官吏ニナリタイ爲ニ此ノコトヲ喜ンデ居ルノデアリヤウナコト云フヤウナ風ニ感セラレテハ、迷惑ダト云フヤウナ御話モ出タデアリマス、ダガ色々此ノ勅令ノ範圍ト混ミ合セテ我々議員ノ立場モ考ヘテ、兎ニ角或ル程度此ノ範圍ノコトモ内閣及各省ノ事情ヲ考ヘテ適當ニ定ムルト云フコトデ、此ノ問題ハ返答ガアリマシタケレドモ、考ヘテ見マスト云フアリ、我々議員ノ職責ニ付テ議員ヲ兼ネテモナスベキコト、又議員自體トシテナスベキコトノ一番重要ナコトハ、行政其ノ他ノ查察、ソレカラ一方ニ此ノ時局ニ於テハ特ニ生産ノ獎勵、他ノ言葉デ言ヒマスレバ、民ノ幸福キ、又民ノ事情ヲ見、

民ノ事情ヲ察シテ、サウシテ國家ノ要求ニ一切ノ政治行政ヲ應ゼシムルコトガ現下ノ最モ必要ナコトデアリヤウカ、斯ウ云フコトデ現在ノ官吏ニサウ云フモノガアレバ固ヨリ、又今ニ設ケラレルトスレバソレニモ固ヨリ、將來サウ云フ意味ノ、殊ニ議員ヲ兼ネシメテ、サウシテ國家ノ要求ニ應ズルコトガ必要ナコトデアリヤウカ、斯ウ云フ間ニ對シテ、政府トシテモサウ云フコトハ非常ニ大事ナコトデアリマスガ、大日本政治會カラ中村梅吉君ガ代表トシテ、護國同志會カラ高岡大輔君ガ代表トシテ、何レモ今申上ゲマシタヤウナ趣旨ガ贊成ノ意ヲ表セラレテ、委員會ハ全員一致之ヲ可決致シタルデアリマス、此ノ段御報告申上ゲマス(拍手)

○副議長(勝田永吉君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長(勝田永吉君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山本条吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレレンコトヲ望ミマス

○副議長(勝田永吉君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長(勝田永吉君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會

明治二十五年五月三十一日 第三種郵便物認可

ヲ閉キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

○副議長(勝田永吉君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○山本桑吉君 委員ニ付託シタル議案ノ審査終了ヲ待ツ爲メ暫時休憩セラレシコトヲ望ミマス

○副議長(勝田永吉君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長(勝田永吉君) 御異議ナシト認メマス、暫時休憩致シマス

午前十一時十五分休憩

午後九時三十九分開議

○議長(島田俊雄君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス

○山本桑吉君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、戰時緊急措置法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラシムコトヲ望ミマス

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ追加セラレマシタ、戰時緊急措置法案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長三好英之君

戰時緊急措置法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一戰時緊急措置法案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也 昭和二十年六月十一日 委員長 三好 英之 衆議院議長島田俊雄殿 (小学ハ委員會修正)

〔別紙〕 戰時緊急措置法案中左ノ通修正ス

第四條 第一條ノ規定ニ基テ措置ニシテ重要ナルモノニ付テハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ戰時緊急措置委員會ニ報告スベシ

○報告スベシ但シロムコトヲ得

○勅令ヲ以テ之ヲ定ム

戰時緊急措置委員會ニ關スル規程

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔三好英之君登壇〕

○三好英之君 只今議題トナリマシタ戰時緊急措置法案ノ委員會ノ經過並ニ結果ニ付テ報告申上ゲマス

委員會ハ去ル九日ヨリ先刻マデ連日會議ヲ開イタノデアリマス、本法案ハ申上ゲルマデモナク翻刻ノ法案デアリマシテ、危急ノ時局ニ即應スルトハ言ヒナガラ、議會ノ機能ヲ委任スルト云フ委任立法デアアルデアリマス、隨ヒマシテ此ノ法案ノ審議ニ當リマシテハ、或ハ憲法上ヨリ、或ハ法制上ヨリ、或ハ政治上ヨリ、凡ユル角度カラ熱心ナル論議ガ進メラレタノデアリマス、其ノ論議ノ交ハサレマシタ極ク重要ナル點ニ、三ヲ採上ゲマシテ御報告ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス

先ヅ第一ハ、政府ハ斯様ナ委任立法ヲ、而モ全面的ニ委任スルルヤウナ法制ヲ施行セントスルルヨリモ、憲法第三十一條ノ大權ノ發動ニ依ツテ、危急ノ事態ニ即應スルコトガ適正妥當デハナ

イカト、斯様ナ論議ガ行ハレタノデアリマス、而モ本法案ノ如キハ動トモスルト責任ノ歸趨ガ不明確デアツテ、見様ニ依ツテハ議會ニ其ノ責任ヲ轉嫁スルガ如キ誤解ヲ生ズル虞モアルヤニ見ユルデアアルカラ、寧ロ大權ノ發動ニ依ル憲法第三十一條ノ規定ニ依ツテ、危急ノ時局ニ即應スル手段ヲ執ルコトガ妥當デアラウト云フ議論ガ度々繰返サレタノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、憲法第三十一條ノ發動ハ、是ハ全ク議會トハ無關係ノモノデアアルデアアル、政府ガ今回此ノ法案ノ提出ヲシテ、此ノ危急ナル戦局ヲ乗切ツテ行カウト云フ心持ニ依ツテ此ノ法案ヲ出シタノデアアル、議會ニ責任ヲ轉嫁シヨウトカ、或ハ自己ノ責任ヲ免レヨウトカ云フヤウナ考ヘハ一ツモナイ、斯様ナ答辭ヲ總理大臣初メ閣僚諸君ハ答ヘラレタノデアリマス、更ニ問題トナリマシタノハ、斯様ナ取扱ニ依ツテ、憲法違反デアアルガ如キ誤解ヲ生ズルヤウナモノヲ施行シナクトモ、現行ノ總動員法其ノ他ノ法律ニ依ツテ、今回ノ戰時緊急措置法案ニ規定サレテ居ルヤウナコトハ行ヒ得ルデハナイカト云フヤウナ質問ガ繰返サレタノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、國家總動員法ハ進駐時法律デアアルコトハ其ノ通りデアアルケレドモ、今回ノ戰時緊急措置法案ト總動員法トハ、其ノ性格ニ於テモ、運営上ノ結果ニ於テモ非常ナ違ヒガアルノデアツテ、此ノ危急ノ場合、此ノ戰爭ノ状況ト混同シテ、國政ノ運用ヲ戰勝ノ一點ニ結集スルノニハ、ドウシテモ此ノ法案ノ施行ガ必要ナリト云フ考ヘヲ以テ此ノ法案ヲ提出シタ

ノデアアル、斯様ナ答辭ガアツタノデアリマス、更ニ委員ノ中ヨリ度々斯様ナ廣大ナル事件委任立法、之ヲ委任スル以上ハ、其ノ委任サレタル所ノ官吏ノ肅正、吏道ノ刷新、斯ウ云フコトガ根本的ニ樹立サレレニアラズンバ、遂ニ活人劍モ殺人劍トナル虞ガアルデアアルガ、政府ハ是等ノ點ニ付テ如何様ナ考ヘヲ持チ、如何様ナ處置ヲ行ハントスルノデアアルカト云フ熱心ナル質問ガ繰返サレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、殊ニ總理大臣ハ組閣以來、自分ハ吏道ノ刷新、官界ノ肅正ト云フコトハ夙夜忘レタコトハナイノデアツテ、戰爭政治ヲ施行シテ行ク上カラドウシテモ官紀ノ肅正、吏道ノ刷新ト云フコトガ根本デアアルト云フ考ヘカラ、常ニ此ノ問題ニ付テ考ヘヲ饒ラシ、着着ト其ノ效果ノ現ハレシコトヲ念願シテ居ルノデアアルカラ、今回戰時緊急措置法案ノヤウナ、御話ノヤウナ委任立法ヲ協贊ヲ得ルコトニナレバ、尙更官紀ノ肅正、吏道ノ刷新ハ、彌ガ上ニモ自分トシテハ最大ノ注意、善處ヲスルモノデアアルト云フコトヲ聲明セラレタノデアリマス、尙ホ此ノ委員會ノ途中ノ陸軍大臣ヨリ、此ノ戰時緊急措置法案ノヤウナ重大ナル委任立法ノ協贊ヲ得ナケレバナラヌト云フ危急ノ事態ニ付キマシテ説明ガアリマシテ、我等ハ之ヲ聽取シタノデアリマス、同時ニ外務大臣カラ内外ノ情勢ヲ秘密ニ於テ話サレマシテ、之ヲ聽取致シタノデアリマス、法案ノ個々ノ條ノ事柄ニ付キマシテハ、事ハ細カクナリマスカラ速記録ニ於テ御覽ヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、其ノ中極ク重要ナルモノトシテ、度々論議ノ重ネラレマシタ二、三ノモノダケヲ、茲ニ御紹介ヲ

申上ゲテ置キタイト思フノデアリマス 即チ第一條ノ第五項ニ掲ゲラレテ居リマスル稅制ノ適正化ト云フコトガ、果シテ妥當ナル文字デアアルカドウカト云フコトデ、相當議論ガ行ハレタノデアリマス、即チ議會ハ立法權ト豫算ノ審議權ヲ持ツテ居ルノデアアルガ、稅制ノ適正化ト云フヤウナ、或ハ増稅等ノ事柄マデ、此ノ緊急措置法案ノ第五項ノ稅制ノ適正化ト云フ項ニ依ツテ行ハレト云フコトニナリマスルト、議會ノ有シテ居ル豫算ノ審議權ニモ影響、重大ナル關係ガアルノデアアルガ、其ノ點ハドウデアアルカト云フコトニ付テ、度々質疑應答ガ行ハレタノデアリマス、之ニ對シテハ大藏當局ヨリ詳シク説明ガアリマシテ、委員ノ方ニ於テ疑問ト考ヘテ居ツタヤウナ稅制ノ根本義ニ於テ、或ハ稅率ヲ變更スルトカ、或ハ稅制ノ根本ニ改革ヲ加ヘルトカ云フヤウナコトハ、此ノ項目ニ依ツテ行ハレト云フコトハ、更ニ第一條ノ第七項ハ「其ノ他戰力ノ集中發揮ニ必要ナル事項ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ」ト云フ項目ガ書イテアルノデアリマスガ、是ハ餘リニ範圍ガ廣大デアツテ、之ヲ此ノ儘實施セラレルコトニナリマスルト、色々ナ關係上憲法違反ノ疑ヒガアルヤニ見ユルノデアアルカラ、此ノ項目ニ付テハ削除スベシトノ意見モ出タノデアリマシタガ、是ハ政府ニ於キマシテ、此ノ第七項ノ取扱ニ付キマシテハ、次ノ第四條ノ戰時緊急措置委員會ニ、事前ニ其ノ項目ニ付テノ諮問ヲスルト云フコトヲ、委員會ニ關スル規定ノ勅令スル場合ニ明確ニシテ行ハレト云フコトデ、大體サウ云フ扱ヒニ

ナルコトニ依ツテ諒承ヲ致シタヤウナ
 次第デアリマス、第四條ノ戰時緊急措
 置委員會ノ構成ニ付キマシテ、色々論
 議ガ行ハレタノデアリマスガ、此ノ委
 員會ノ構成ハ從來アリマス國家總動員
 會議等トハ異リマシテ、即チ貴衆兩
 院議員ノミノ委員ニ依ツテ構成セラレ
 ルト云フコトガ明カニナリ、又國家總
 動員會議ノ如ク、其ノ議長若シクハ
 議長ガ政府ノ當路者デナクシテ、其ノ
 委員ノ中ヨリ其ノ委員會ノ運營ニ當ル
 議長、若シクハ議長ガ決メラレルト云
 フコトガ明カニナツタノデアリマス
 テ、其ノ委員會ノ構成運營ト云フコト
 ガ、從來ノ之ニ類似シタル委員會ノ構
 成運營トハ趣キヲ異ニスルト云フコト
 ガ明確ニナツタノデアリマス、尙ホ之
 ニ關聯シマシテ此ノ法案ノ施行ニ當ツ
 テ、今回政府ガ施行致シマシタ地方ノ
 總監督ノ所在地ニ於テ此ノ法案ガ施行
 セラレル場合ニ、戰時緊急措置委員會
 ガ中央ニ設ケラレルノデアリカ、
 之ト同様ナ意味ニ於テ總監督所在地ニ
 於テモ、ヤハリ同様ニ委員會ヲ中央ト
 同時ニ設ケルコトガ、民意暢達ノ上ヨ
 リ妥當デハナイカト云フ意見ガ開陳セ
 ラレタノデアリマスガ、政府ハ之
 ニ對シテ、地方ニ於ケル總監督所在地
 ニ於テ此ノ法案ノ施行セラレル場合
 ハ、即チ皇土ガ寸斷サレトカ云フヤ
 ウナ、今以上ニ行詰ツタ事態ノ場合デ
 アルカラ、今日ハ地方ニ左様ニ委員會
 ヲ置ク考ヘハナイ、併シナガラ此ノ法
 案ト直接ノ關係デ政府ハ決定致シタノ
 デハナイケレドモ、總監督ノ所在地ニ
 參與制度ヲ施行スル積リデアル、其ノ
 參與制度ヲ運營スルコトニ依ツテ、地
 方委員會ノ働キノ出來ルヤウナ運營ノ
 仕方ヲ、此ノ參與制度ニ依ツテ補充ス

ルコトヲ考ヘルト云フ氣分ヲ、持ツテ
 居ルト云フコトヲ政府ハ説明致シタノ
 デアリマス、法案ノ内容ニ付キマシテ
 主ナル點ハ、大體サウ云フヤウナ點デ
 アツタノデアリマス
 本委員會ヲ通ジマシテ、先程申上デ
 マシタヤウニ、此ノ法案ガ劃期的ノ法
 案デアリマス同時ニ、我々議員ノ立
 場カラ申シマスルト、此ノ戰時政治ニ
 我々議員ガ如何ナル形ニ於テ參畫スル
 コトガ出來ルカト云フ、最後ノ段階ニ
 當ツテ考ヘナケレバナラヌコトニナツ
 タノデアリマスカラ、委員諸君ノ論議
 ハ實ニ熱烈、至誠奉公、君國ニ一身ヲ
 捧ゲルト云フ發刺タル氣魄ヲ以テ論議
 ガ進メラレタノデアリマス、委員會ノ
 質疑應答ヲ通ジマシテ、恐ラク之ヲ御
 聽キニナツタ政府ニ於カレマシテモ、
 我々代議士ガ、議會人ガ、如何ニ此ノ
 時局ヲ認識ヲ致シ、所謂「死君國ニ報
 ニル」ト云フ決意ヲ以テ、議會人ガ國家
 ニ奉公シタイト云フ熱意ニ燃エテ居ル
 カト云フコトヲ、看取サレタコトト私
 ハ信ジテ疑ヒマセヌ、政府モ亦我々議
 會人ノ其ノ氣持ヲ能ク了得セラレタト
 見エマシテ、委員會、僅カノ日デアリマ
 シタケレドモ、一昨日ヨリ昨日ヨリ
 本日、段々委員ト政府側トノ氣持モ分リ
 マシテ、本案ノ審議ニ雙方理解スル點
 ガ多クサタト思フノデアリマス、殊ニ
 此ノ委員會ヲ通ジマシテ、委員ノ質疑應
 答ノ中、政府モ議會モ、軍モ官モ民モ
 才互ニ信頼スルコトニ依ツテ戰時ニ勝
 チ抜ク態勢ガ出來ルト云フ觀點カラ、
 色々ナ論議ガ進メラレタノデアリマ
 ス、政府ハ今後此ノ法案ノ實施ニ當リ
 マシテ用意周到、委員會ヲ通ジテ論議
 セラレマシタコトヲ能ク體得セラレ
 テ、眞ニ國民ノ信頼ヲ受クルガ如ク、

此ノ施行ニ當ツテ能ク注意セラレンコ
 トヲ希望スルノ空氣ガ、委員會ヲ通ジ
 テ充滿シテ居タコトヲ私ハ看取ラシ
 テ、茲ニ御報告ノ一端ニ附加ヘテ置キ
 タイト思フノデアリマス
 斯様ナ經過デ本日質疑ヲ終了致シマ
 シテ討論ニ入ツタノデアリマス、大日
 本政治會ヲ代表シテ小柳收衛君ヨリ修
 正動議ガ提出セラレ、本案賛成ノ意見
 ガ開陳セラレタノデアリマス、其ノ修
 正動議ハ、第四條第一項中「戰時緊急措
 置委員會ニ報告スベシ」トアルヲ、「戰
 時緊急措置委員會ニ諮問スベシ」但シ已
 ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ事後ニ之
 ヲ報告スベシ」ト云フ字句ニ改メタイ
 トノ修正デアリマシタ、是ガ修正ノ趣
 旨ハ、本法第一條ノ規定ニ基ク措置ニ
 シテ重要ナルモノニ付テハ、原則トシ
 テ豫メ戰時緊急措置委員會ニ諮問スル
 コトトシ、唯已ムラ得ザル場合ニ限ツ
 テ事後ニ之ヲ報告スルコトヲ認メント
 スルモノデアアルノデアリマス、此ノ修
 正動議ハ採決ノ結果、多數ヲ以テ決定
 ヲ致シマシタ、次イデ其ノ他ノ條項ニ
 付キマシテハ、原案ノ通り決定ヲ致シ
 タ次第デアリマス、茲ニ簡略ナガラ戰
 時緊急措置委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御
 報告申上ゲマス(拍手)

○議長(島田俊雄君) 鈴木内閣總理大
 臣ヨリ詔書ヲ傳達セラレマシタ、茲ニ
 捧讀致シマス——諸君ノ御起立ヲ望ミ
 マス
 (議員起立)
 六月十二日迄一日間帝國議會會期
 ノ延長ヲ命ス
 (議員敬禮)
 ○議長(島田俊雄君) 討論ノ通告ガア
 リマス、之ヲ許シマス——船田中君

(船田中君登壇)
 ○船田中君 私ハ茲ニ護國同志會ヲ代
 表致シマシテ、本法案ニ反對ノ意思ヲ
 表明致シタイト思ヒマス、即チ本法案
 ハ之ヲ否決スベシトスルノ意見ヲ發表
 スルモノデアリマス、殊ニ只今委員長
 ノ御報告ノ中ニハ、委員會ニ於ケル討
 論ニ付テ御言及ガナカッタノデゴザイ
 マス、隨ヒマシテ此ノ機會ニ於テ本議
 場ヲ通ジマシテ、我々ガ本法案ニ反對
 致シマスル趣旨ヲ簡單ナガラ辯明致シ
 テ置キタイト存ズルノデアリマス、委
 員會ニ於ケル質疑應答ノ内容ニ付キマ
 シテモ、委員ノ熱心ナル質問ノ要領ニ
 付キマシテハ、今日ノ報道機關ノ實情
 カラ致シ方ナイ所デハゴザイマスケレ
 ドモ、是亦極メテ世間ニ其ノ真相ガ發
 表セラレテ居ラナイノデゴザイマス、
 是等ニ付キマシテ私ハ茲ニ其ノ内容ノ
 一、二ヲ御紹介致シ、且ツ本法案ニ反
 對致シマスル趣旨ヲ辯明シテ置キタイ
 ト存ズルノデアリマス

本法案提案ノ理由ハ、政府ノ説明ニ
 明カニナツテ居ル所デアリマスルガ、
 現下ノ非常事態ニ對處致シマシテ、戰
 力ノ集中發揮ニ必要ナル事項ニ關シ、
 他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ、應機適切ナ
 ル各般ノ措置ヲ講ジ、以テ國家ノ危急
 ヲ克服セントスルニアルノデアリマン
 テ、其ノ趣旨ニ於テハ我々又必ズシモ
 之ニ異ヲ立テル者デハゴザイマセヌ、
 併シナガラ本法案ノ内容ハ極メテ廣汎
 且ツ重大デアリマシテ、委員會ニ於テ
 池崎忠孝君カラ熱心ニ質疑致サレマシ
 タ内容ニ於テ御分リノ通りニ、其ノ實
 質ニ於キマシテハ全權委任法トモ稱ス
 ベキモノデアリマス、又其ノ效果ニ於
 キマシテハ、戒嚴ニ匹敵スベキモノ
 デアリマス、隨ヒマシテ一歩是ガ運營

ヲ誤ルコトガアリマスルナラバ、恰モ
 狂人ガ殺人劍ヲ揮フニ等シクナリマシ
 テ、國家トシテハ洵ニ由々キ事態ヲ
 招來スルノ慮ナシトシナイノデアリマ
 ス(拍手)殊ニ本法案ニ付キマシテハ、
 法理上ノ點ニ於キマシテモ幾多重大ナ
 ル疑義ト缺陷トヲ包藏致シテ居リマス
 ルコトハ、先程委員會ニ於ケル討論ニ
 於テ、中谷君ヨリ指摘致シタ所デゴザ
 イマスガ、之ヲ此處ニ繰返シテ申上ゲ
 リニ廣汎ナル委任立法ヲ致スト云フコ
 トハ、憲法違反ノ疑ヒガ極メテ濃厚デ
 アルト存ジマス、其ノ一々ノ條項ニ付
 テ茲ニ御説明ヲ致スコトハ省略ヲ致シ
 マスルガ、第一條第一項ノ第七號ヲ御
 覽ニナレバ御分リノ通りニ、「其ノ他
 戰力ノ集中發揮ニ必要ナル事項」ト云
 フ、一ツノ條項ガ擧ゲテアルノデアリ
 マス、固ヨリ是ハ勅令ニ依ツテ其ノ條
 項ハ指定スルトハ申シテ居リマスル
 ガ、其ノ勅令ノ内容トシテ擧ゲ得ル所
 ノモノハ頗ル廣汎デアリマシテ、殆ド
 無制限ニ、非常ナ廣汎ノ範圍ニ於テ之ヲ
 規定スルコトガ出來ルノデアリマシ
 テ、斯クノ如キ廣汎、殆ド無制限ナル
 委任立法ト云フコトハ、憲法上ニ於テ
 之ヲ許スベキデハナイト考ヘラレルノ
 デアリマス、殊ニ本法案ニ於キマシテ
 ハ、廣汎ナル委任立法權ヲ與フルト云
 フバカリデハナクシテ、行政官廳ニ從
 來ノ法令ノ規定ニ拘ラズシテ處分權ヲ
 與ヘントスルノデアリマシテ、恰モ
 再現セシムルガ如キ觀ヲ呈スルコトニ
 相成ルト存ズルノデアリマス(拍手)斯
 クノ如キ廣汎ナル委任立法權、或ハ從
 來ノ法令ニ拘ラズシテ、廣汎ナル處分

○議長(島田俊雄君) 討論ノ通告ガア
 リマス、之ヲ許シマス——船田中君

此ノ施行ニ當ツテ能ク注意セラレンコ
 トヲ希望スルノ空氣ガ、委員會ヲ通ジ
 テ充滿シテ居タコトヲ私ハ看取ラシ
 テ、茲ニ御報告ノ一端ニ附加ヘテ置キ
 タイト思フノデアリマス
 斯様ナ經過デ本日質疑ヲ終了致シマ
 シテ討論ニ入ツタノデアリマス、大日
 本政治會ヲ代表シテ小柳收衛君ヨリ修
 正動議ガ提出セラレ、本案賛成ノ意見
 ガ開陳セラレタノデアリマス、其ノ修
 正動議ハ、第四條第一項中「戰時緊急措
 置委員會ニ報告スベシ」トアルヲ、「戰
 時緊急措置委員會ニ諮問スベシ」但シ已
 ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ事後ニ之
 ヲ報告スベシ」ト云フ字句ニ改メタイ
 トノ修正デアリマシタ、是ガ修正ノ趣
 旨ハ、本法第一條ノ規定ニ基ク措置ニ
 シテ重要ナルモノニ付テハ、原則トシ
 テ豫メ戰時緊急措置委員會ニ諮問スル
 コトトシ、唯已ムラ得ザル場合ニ限ツ
 テ事後ニ之ヲ報告スルコトヲ認メント
 スルモノデアアルノデアリマス、此ノ修
 正動議ハ採決ノ結果、多數ヲ以テ決定
 ヲ致シマシタ、次イデ其ノ他ノ條項ニ
 付キマシテハ、原案ノ通り決定ヲ致シ
 タ次第デアリマス、茲ニ簡略ナガラ戰
 時緊急措置委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御
 報告申上ゲマス(拍手)

ヲナシ得ルト云フ體限ヲ與フルガ如キ
コトハ、憲法上ノ違反ノ疑ヒガ濃厚デ
アルト考ヘラレマス、第二ノ點ハ本法
ヲ施行スルニ當リマシテ、其ノ施行ノ
中權責任機關ガ、全く不明確デアルト
云フコトデアリマス、此ノ點モ極メテ
重大ナル點デゴザイマスルガ、又憲法
上ノ問題カラ考ヘマシテモ、是ハ極メ
テ慎重ニ考ヘナケレバナナイ重大ナ
ル點デアルト存ジマス、又第三ニハ本
法ニ所期シテ居リマス、ルヤウナ目的
ハ、先程委員長ノ報告ノ中ニモ實疑
内容トシテ御傳ヘガアリマシタケレド
モ、現行法令ノ運用ニ依リマシテ、十
分ニ其ノ目的ヲ達成シ得ルモノデア
ルト考ヘラレマス、即チ本法案ニ於テ特
ニ主張致シテ居リマスル所ノ軍需生産
ノ増強維持、或ハ輸送ノ増強、或ハ食
糧ノ増産、ソレ等ノコトニ關シマシテ
ハ、曩ニ昭和十三年ニ制定致サレマシ
タル所ノ國家總動員法、或ハ最近ニ於
テ制定發布ヲ見テ施行サレテ居リマ
スル所ノ防空法、或ハ前議會ニ於テ協贊
ヲ經マシタ所ノ軍事特別措置法等ガア
ルノデアリマシテ、是等ヲ適正ニ運用
致シマスルナラバ、本法案ノ所期致シ
テ居リマスル目的ハ、大半之ヲ達成ス
ルコトガ出來ルダラウト信ジマス、更
ニ憲法上ノ非常立法、或ハ緊急措置ノ
手段ト致シマシテハ、(御承知ノ通り憲
法第八條ニ依ル所ノ緊急勅令ノ規定ガ
アリマス、又第十四條ノ戒嚴ノ規定モ
ゴザイマス、或ハ第七十條ノ財政上ノ
緊急處分ヲナスコトノ權限ヲモ政府ハ
持ツテ居ラレルノデアリマス、更ニ本
法案ガ豫期致シテ居リマスルガ如キ、緊
急事態ニ對スル非常措置ヲ講ズル上ニ
於キマシテハ、憲法第三十一條ノ所謂
非常大權ノ御發動ヲ奏請スルト云フ途

ガ開カレテ居ルノデアリマス(拍手)而
モ此ノ憲法第三十一條ノ非常大權ノ御
發動ヲ奏請スルト云フ手段ニ出デラル
ルニシテ、其ノ責任ハ、極メテ明確ニナ
ルノデアリマス(拍手)而モ國民ヲシテ
襟ヲ正シテ眞ニ時局ノ重大化ヲ認識
シ、其ノ戰力發揮ノ上ニ及ボス所ノ影
響ハ極メテ多大ナルモノガアルト信ズ
ルノデアリマス(拍手)隨テ必ズシモ本
法案ノ如キ憲法上幾多疑義ヲ生ジ、或
ハ憲法史上ニ於テ前例ヲ見ザル所ノ、
特異ナル委任立法ノ手段ヲ必要トシテ
イト信ズルノデアリマス

次ニ本法案ノ立法技術上ノ問題トシ
テ考ヘラレマスル點ハ、殊ニ政府ガ強
調致シテ居ラル、所デアリマシテ、我
我ガソレニ納得ノ出來ナイ一ツノ重大
ナル問題ハ、政府ハ如何ニモ其ノ手段
ヲ選ブコトニ依リマシテ、議會ヲ尊重
スルト云フコトヲ繰返シ申サル、ノデ
アリマス、併シナガラ議會尊重ト云フ
僞裝ノ下ニ於キマシテ、實質ハ却テ議
會ヲ輕視シ、議會ノ機能ヲ停止スルニ
至ルノ虞ガ多分ニアルノデアリマス
(拍手)一度本法案ガ通リマシテ、成程
先程御修正ノ御意見ガアツタヤウデア
リマスルガ、諮問機關タル所ノ戰時緊
急措置委員會ノヤウナモノガアリマシ
タト致シマシテモ、是ハ唯諮問ヲ受ケ
ルト云フダケデアリマシテ、又政府ノ
原案ニ於テハ、唯報告ヲ受ケルト云フコ
トニ過ギナイノデアリマシテ、是ハ何
等議會ノ權限ニ基ク所ノ委員會ノ設置
デハナイノデアリマス、議會ノ意思ハ
其ノ點ニ於テ少シモ現ハレテ來ナイノ
デアリマス、斯クノ如キ僞裝ノ下ニ於
テ、本法案ハ實質ニ於テハ却テ議會ノ
機能ヲ無視、或ハ議會ノ機能ヲ停止セ
ントスル虞ガアルノデアリマス、更ニ

本會議及ビ委員會ヲ通ジテ我々ノ聽取
致シマシタ所ノ政府ノ説明ニ徴シマス
ルノニ、少シモ吾人ヲシテ本法案ニ贊
意ヲ表セシムルニ足ル何等ノ明確ナ答
辯ヲ受ケテ居リマセヌ、寧ロ却テ委員
會等ニ於ケル質疑應答ヲ通ジテ我々ノ
感得致シマシタル所ハ、本法案提出ノ
根據ガ極メテ薄弱デアリ、憲法上幾多
ノ重大ナル疑義ノ存スルト云フコトガ
明カニセラレタト云フニ過ギナイノデ
アリマス(拍手)今日決戦ハ非常ナ「テ
ンポ」ヲ以テ、而モ前烈ニ行ハレテ居
リマス、戦ヒニ勝ツノ要訣ハ實ニ民意
ノ暢達ニアリマス、古來國民ノ信頼ト
國民ノ全權ノ協力ナクシテ戰爭ニ勝
チ得タ例ハ、絕對ニナイノデアリマス
(拍手)今次世界大戦ニ於ケル所ノ興亡
ノ歴史ヲマザマザト眼前ニ見マシタ時
ニ、其ノ感ヲ益々深クスルモノデアリ
マス、戰時ヲ名ト致シマシテ行政權ノ
過度ノ膨脹ハ、我ガ一君萬民ノ國體、
憲法ノ精神ニ合致セザルノミナラズ、
「ヨーロッパ」獨裁國家ノ敗戦ノ先蹤ニ
倣フモノデアリマシテ、吾人ハ國民代
表ト致シマシテ、斷ジテ之ニ承服スル
コトハ出來ナイノデアリマス(拍手)

以上簡單ナガラ申述ベマシタコトニ
依リマシテ、私ハ茲ニ護國同志會ノ同
志諸君ヲ代表致シマシテ、本法案ニ反
對ノ意思ヲ表明スルモノデアリマス
(拍手)

○議長(島田俊雄君) 本案ノ第二讀會
ヲ開クヤ否ヤヲ御諮リ致シマス、本案
ノ第二讀會ヲ開クニ贊成ノ諸君ノ起立
ヲ求メマス

○議長(島田俊雄君) 起立多數、仍テ
本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(島田俊雄君) 別ニ御發議モア
リマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長
報告通り可決確定致シマシタ(拍手)
明十二日午後一時ヨリ本會議ヲ開
キマス、本日は是ニテ散會致シマス
午後十時十八分散會

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(島田俊雄君) 別ニ御發議モア
リマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長
報告通り可決確定致シマシタ(拍手)
明十二日午後一時ヨリ本會議ヲ開
キマス、本日は是ニテ散會致シマス
午後十時十八分散會

○議長(島田俊雄君) 起立多數、仍テ
本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ